

## 平成30年12月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に12月10日（月）、冬のボーナス（平成30年12月期の期末・勤勉手当）が支給されます。支給月数（成績標準者）は2.295月相当であり、一般職国家公務員（管理職員を除く行政職職員）の平均支給額（成績標準者）は約710,000円です。

平均支給額（＝支給月数×平均給与額） 約710,000円

支給月数	2.295月	(昨年2.295月)
平均給与額	約309,400円	(昨年約311,300円)
(俸給+扶養手当+地域手当等)		

平均年齢 35.5歳 (昨年35.9歳)

平均給与額及び平均年齢は、最新のデータ(平成30年国家公務員給与等実態調査(人事院))によるものです。

昨年同期の期末・勤勉手当の平均支給額は、約714,400円であり、本年は約4,400円（約0.6%）減少しています。これは、

- ① 昨年と今年では、年間支給月数では0.05月分増加しているが、次のとおり12月期の支給月数が同じであること

昨年	6月期：2.045月	12月期：2.295月	年間：4.34月
今年	6月期：2.095月	12月期：2.295月	年間：4.39月

によるほか、

- ② 職員の平均年齢の低下（35.9歳→35.5歳）等により平均給与額が減少したこと

によるものです。

(参考) 主な特別職等の平成30年12月期の期末手当の支給額の試算例

	支 給 額	返 納 後 の 額 (注3)
内閣総理大臣	約603万円	約422万円
国 務 大 臣	約440万円	約352万円
(一般職) (事務次官)	約343万円	
(局長クラス)	約261万円	
最高裁長官	約603万円	
衆・参両院議長	約559万円	
国 会 議 員	約333万円	

(注1) 内閣総理大臣、国務大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手当は支給されず、期末手当(支給月数1.775月)のみ支給されます(一般職である事務次官及び局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。勤勉手当は成績標準者として試算しています。)

(注2) 上記の支給額は、平成30年6月2日から平成30年12月1日まで在職したものとして(在職期間率100%)試算したものであり、実際の支給額とは異なる場合があります。

(注3) 内閣総理大臣及び国務大臣については、平成30年10月2日の閣僚懇談会において、「閣僚の給与の一部返納については、内閣として行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、新内閣においても、内閣総理大臣にあつては月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあつては同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとする。」との申合せがなされており、支給額から当該申合せによる自主返納額を減じた試算額です。

(連絡先)

内閣人事局(給与担当)

一般職担当:佐藤、鈴木

特別職担当:渡辺、寺崎、花島

電 話:(直通)03-6257-3759

F A X : 03-3502-0604